

市税などは納期限までに納めましょう

問／納税相談・差し押さえについて…納税課 ☎463-2023
 口座振替について…納税課 ☎463-2040
 市税以外の徴収対策について…納税課 ☎463-0186

◆納め忘れがないかもう一度確認を

税金などは、私たちが安心して快適な生活を送るための貴重な財源です。市民の皆さんには、市税（市県民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税）や国民健康保険税などに納め忘れがないかもう一度ご確認ください。期限が過ぎているものがありましたら、至急納めていただくようお願いします。

◆納税相談の利用

病気や災害などの事情により納付が困難な方は、滞納を放置せず、納税課に相談してください。なお、平日に時間を取れない方は、毎月第1・3日曜日に実施する休日納税相談窓口をご利用ください。

【休日納税相談窓口の概要】

日時／3月2日(日)・16日(日)、4月6日(日)・20日(日) いずれも午前8時30分～正午 会場／市役所納税課（2階20番窓口）

対象税目等／市税、国民健康保険税、未収金対策係に移管された債権

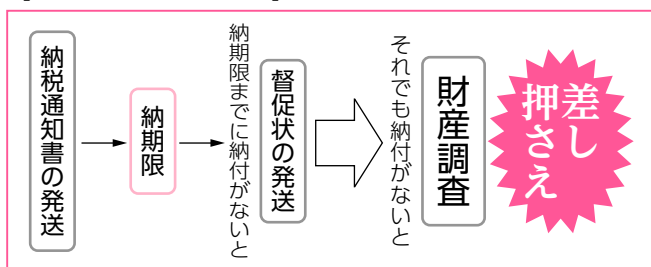
※休日は正面玄関が閉まっているため、市役所北側の夜間通用口をご利用ください。

◆差し押さえの実施

市税や国民健康保険税などの滞納は、期限内に納めていただいている方との公平を欠くものです。また、大切な財源を確保するため、市では、納期限を過ぎても納付の確認が取れない方には督促状を送付し、納付をお願いしています。

しかし、自主的に納付していただけない場合は、財産調査を行い、預貯金、給与、不動産などの財産の差し押さえを行っています。

【差し押さえまでの流れ】



【市税・国民健康保険税の差し押さえ件数】

差し押さえ財産の種類	差し押さえ件数
不動産	88件
債権（預貯金、給与等）	472件
その他	1件
合計	561件

※平成25年4月～12月末の集計

◆納付には口座振替を

市税などの納付には、便利で確実な口座振替をお勧めします。納期ごとに金融機関へお出かけいただくなくても、自動的に納付することができる制度です。忙しい方や不在がちの方には特に便利です。取扱銀行など詳しい内容については、納税課へお問い合わせください。

3月の納付

市県民税 (随期)
 固定資産税・都市計画税 (随期)
 国民健康保険税 (随期)
 介護保険料 (随期)
 後期高齢者医療保険料 (随期)

*納期限は3月31日(月)です。
 ○納税・納付は納期限までに済ませましょう。
 ○便利で確実な口座振替をご利用ください。

◆市税以外の徴収対策

●移管された債権の徴収の実施

昨年4月から、納税課内に設置された未収金対策係では、保育園保育料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の滞納額の縮減に向けての取り組みを実施しています。

各所管課から納税課に移管を受けたこれらの債権について、納付や相談がない場合は、財産調査を行ったうえで預貯金、給与、不動産などの財産の差し押さえを行っています。

【納税課に移管された滞納債権】

名 称	件 数
保育園保育料	63件
介護保険料	145件
後期高齢者医療保険料	31件

※平成25年7月～12月末の集計

学校給食費滞納に法的措置を実施しています

問／学校給食課 ☎451-0370
 納税課 ☎463-0186

市では、平成25年10月31日、学校給食費の納付のない方のうち、特に再三の支払催告に応じない8人に対して、さいたま簡易裁判所に支払督促の申し立てを行いました。

なお、相談もなく、納付の意思を示していただけない方については、強制執行の実施を検討しています。

市では、今後も学校給食費の滞納をなくし、給食費を支払う保護者との公平性を確保するためにも、厳正な姿勢でこの問題に取り組んでいきます。

保護者の皆さんへ

保護者の皆さんにおかれましては、学校給食の目的を十分ご理解いただき、期限内の納付をお願いします。

また、経済的な事情により納付が困難な場合には、学校給食費や学校用品費等を援助する就学援助制度などの助成制度がありますので、ご相談ください。